

## 2. 社会科学研究科

### ◎公共政策学専攻

#### <博士前期課程>

授業科目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次	教職関連科目 (専修・社会/公民)
公共政策論特講 I	2	1・2	○
公共政策論特講 II	2	1・2	○
公共政策論研究	2	1・2	○
福祉社会論研究	2	1・2	○
福祉社会論特講 I	2	1・2	○
福祉社会論特講 II	2	1・2	○
地域社会論特講 I	2	1・2	○
地域社会論特講 II	2	1・2	○
政治学特講 I	2	1・2	○
政治学特講 II	2	1・2	○
政策形成論特講	2	1・2	○
政策評価論特講	2	1・2	○
計量政治学特講 I	2	1・2	○
計量政治学特講 II	2	1・2	○
労働法特講 I	2	1・2	○
労働法特講 II	2	1・2	○
民法特講 I	2	1・2	○
民法特講 II	2	1・2	○
英米法特講 I	2	1・2	○
英米法特講 II	2	1・2	○
行政法特講 I	2	1・2	○
行政法特講 II	2	1・2	○
地方財政論特講 I	2	1・2	○
地方財政論特講 II	2	1・2	○
環境政策論特講 I	2	1・2	○
環境政策論特講 II	2	1・2	○
公共経済学特講	2	1・2	○
マクロ経済学特講 I	2	1・2	○
マクロ経済学特講 II	2	1・2	○
農業・農村政策論特講 I	2	1・2	○
農業・農村政策論特講 II	2	1・2	○
地域金融論特講 I	2	1・2	○
地域金融論特講 II	2	1・2	○
医療経済政策論特講 I	2	1・2	○
医療経済政策論特講 II	2	1・2	○
公共政策論演習	4	1・2	○
福祉社会論演習	4	1・2	○
地域社会論演習 I	2	1・2	○
地域社会論演習 II	2	1・2	○
政治学演習	4	1・2	○
政策評価論演習	4	1・2	○
政策過程論演習	4	1・2	○
労働法演習	4	1・2	○
民法演習	4	1・2	○
行政法演習	4	1・2	○

授 業 科 目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次	教職関連科目 (専修・社会／公民)
地方財政論演習	4	1・2	○
環境政策論演習	4	1・2	○
農業経済論演習	4	1・2	○
地域金融論演習	4	1・2	○
医療経済政策論演習	4	1・2	○
研究指導	④	2	
修士論文	—	—	

### 履修方法及び修了要件

- 2年以上在学して、全授業科目の中から30単位以上を修得しなければならない。なお、本研究科の福祉社会学専攻の授業科目を履修した場合、修得した単位のうち12単位までは、研究科会議の承認を得て、修了に必要な30単位に含めることができる。また、本学の他研究科の授業科目を履修した場合は、研究科会議の承認を得て、修得した単位のうち8単位までを上記12単位に含めることができる。
- 所定の30単位のうち、各自の研究分野に属する演習4単位、ならびに研究指導4単位の計8単位を必ず修得しなければならない。
- 上記の30単位とは別に、指導教員の指導のもとに修士論文を提出し、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
- 中学校教諭（社会）及び高等学校教諭（公民）の専修免許状を取得するには、修士の学位を有し、当該一種免許状を取得、または取得に必要な単位数を修得し、加えて表の「教職関連科目（専修・社会／公民）」の中から24単位以上修得しなければならない。（P.48 大学が独自に設定する科目「学校インターン（大学院）」も当該免許状取得に必要な24単位に含むことができる。）なお、専修免許状の申請は、修了年度の10月初旬に学務課教務係に申し出ること。

### < 博士後期課程 >

授 業 科 目	単位数 (○印は必修)	授業を行う年次
公共政策学特殊研究演習Ⅰ（公共政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅱ（福祉社会）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅲ（労働法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅳ（民法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅴ（地域社会）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅵ（地方財政）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅶ（行政法）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅷ（政治学）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅸ（政策評価）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅹ（環境政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅺ（農業・農村政策）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅻ（地域金融）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅼ（政策過程）	4	1・2・3
公共政策学特殊研究演習Ⅽ（医療政策）	4	1・2・3
公共政策学研究指導	④	1・2・3

### 履修方法及び修了要件

3年以上在学して、「公共政策学研究指導」4単位ならびに研究指導を受けようとする教員が担当する「公共政策学特殊研究演習」4単位の計8単位以上を修得し、かつ指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格すること。